大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第 五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了 の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年六月八日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 ハピーマート東一宮店 所在地 津山市東一宮ーーーーほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名名称 株式会社ハピーマート住所 岡山市岡町一三一二六代表者の氏名 代表取締役 日野 輝久
 - 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称 (変更前)アイム天満屋東一宮店 (変更後)ハピーマート東一宮店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 株式会社ハピーマート (変更前)代表取締役 土屋 信明 (変更後)代表取締役 日野 輝久
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 株式会社ハピーマート (変更前)代表取締役 土屋 信明 (変更後)代表取締役 日野 輝久
 - 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称 平成十八年四月三日
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 平成十九年二月十六日
- 二 届出年月日 平成十九年五月三十一日
- 三 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間 平成十九年六月八日から平成十九年十月八日まで
 - 2 縦覧の場所 岡山県産業労働部経営支援課